

# 都市計画区域が変わります

平成29年3月31日から都市計画区域が**国有林を除く市内全域**となります。  
 拡大する区域は、**岩崎新田地区、横川目地区の一部および河東地区**の3地区で、都市計画の用途は、「用途地域の指定のない区域」となります。

問い合わせ 都市計画課 ☎72-8276

◆都市計画区域内では、次のような制限がかかるほか、許可が必要な開発行為の規模が変更になります。

## (1)建築確認

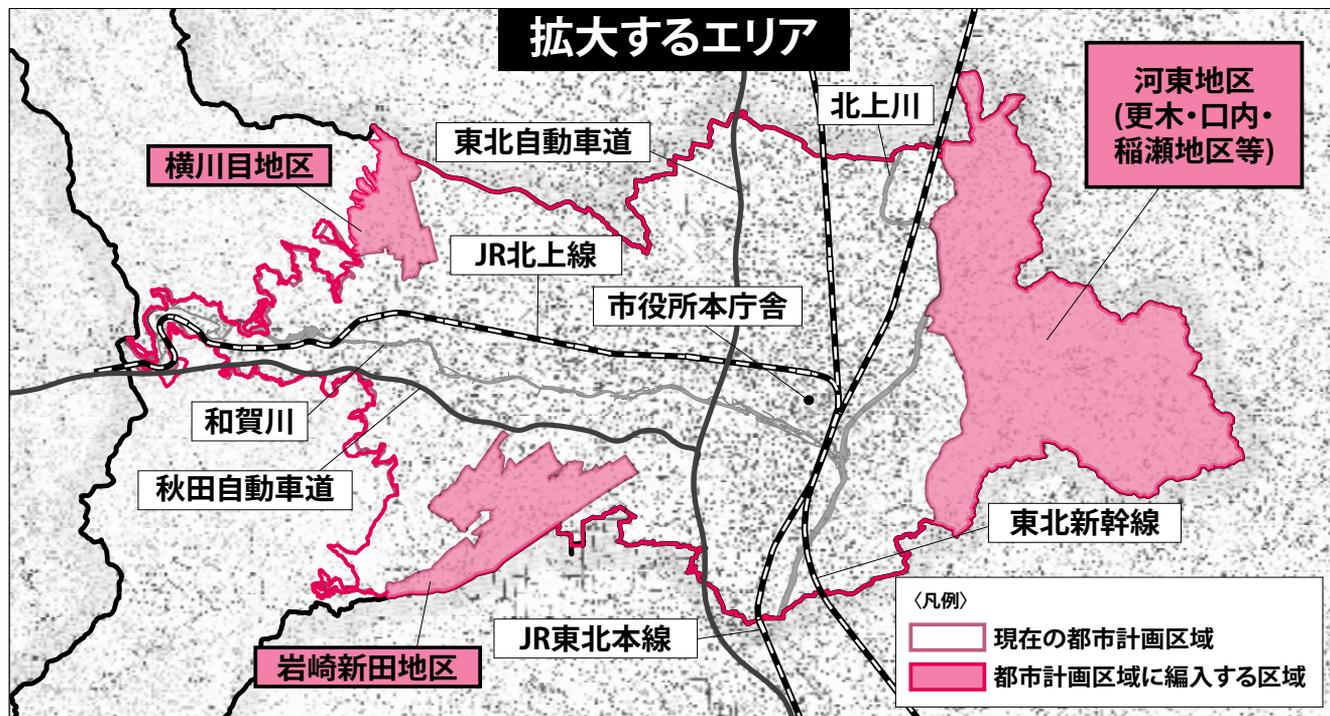
- ①接道規定の適用：建築物の敷地が道路法上の幅員4m以上の道路へ2m以上接していること。
- ②建ぺい率・容積率の適用  
 建ぺい率 70%(建築面積の敷地面積に対する割合)  
 容積率 200%(延べ面積の敷地面積に対する割合)
- ③道路斜線・隣地斜線制限(建物の高さの制限)
- ④日影規制(日照などの住環境の保護・高さ10m以上の建築物が対象)



図：接道のイメージ

## (2)開発行為

主として建築物の建築や特定工作物の建設を目的とした土地の区画形質の変更を行う際には、3,000㎡以上の規模から県の許可が必要となります。



※都市計画区域拡大の面積は7,535haで、市域全体で国有林を除き25,740haになります。都市計画区域に編入となる地域および内容については、市のホームページでご覧いただけます。



家族から祝福を受けるクラ子さん(中央)

**百歳**  
 これからも  
 お元気で

市は、2月に満百歳を迎えた菅野クラ子さん(口内町)に、祝い状と記念品を贈り長寿を祝いました。

クラ子さんは大正6年2月5日生まれ。19歳で故正志さんと結婚し、子3人、孫7人、ひ孫9人に恵まれています。

早くに戦争で夫を亡くし、子育てをしながら家業の農業に従事してきました。手先が器用で、よく編み物で干支のぬいぐるみを作っていたそうです。長男の菅野豊志さん(76歳・口内町)は「今日を迎えられたのは皆さんのおかげです」と感謝を伝えていました。